

令和7年度(2025年度)

教 育 要 項



関西医科大学看護学部

目 次

I. 関西医科大学看護学部の概要	1
1. 看護学部の名称と取得できる学位	1
2. 取得可能な受験資格	1
3. 看護学研究科のある看護学部で学ぶ意義	1
II. 教育課程の特色	2
1. 教育の理念	2
2. 教育目標	2
3. アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）	2
4. ディプロマ・ポリシー（卒業時に身につけておくべき能力）	3
5. ディプロマ・ポリシーに沿った年次ごとの到達目標	3
6. カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）	4
7. カリキュラム編成の考え方	4
8. 科目の編成	4
9. 学びの進み方	5
10. 関西医科大学アセスメントプラン	6
III. 講義・演習・実習の開講	7
1. 年間予定	7
2. 単位について	7
3. 授業の進め方	7
4. KMULASについて	7
5. 講義室・実習室	8
6. 休講・補講について	8
7. 授業の出席・欠席・遅刻について	8
8. 試験に関すること	8
IV. 履修に関すること	9
1. 授業科目の分類について	9
2. 履修計画	9
3. 履修登録	9
4. 履修登録の流れ	10
5. 実習を履修するために必要な要件	11
6. 卒業に必要な単位数	12
7. 関西医科大学の科目ナンバリング	13
V. 試験、成績評価に関すること	15
1. 試験について	15
2. 再試験について	15
3. 追試験について	15
4. 成績評価	16
5. 成績評価に関する異議申し立てについて	17
6. 関西医科大学看護学部 GPA について	17

Ⅵ. 助産師コースについて	19
1. 助産師コースの履修要件	19
2. 履修単位	19
3. 助産師コースの履修までのながれ	20
4. 履修にかかる費用	20
5. 助産師免許取得後、申請により取得できる資格	20
Ⅶ. 保健師免許取得後、申請により取得できる資格	21
カリキュラムツリー	23
カリキュラム進度表	25
履修関連規程	
1. 関西医科大学学則	29
2. 関西医科大学学位規程	38
3. 看護学部履修修了認定に関する細則	44
4. 関西医科大学 GPA (Grade Point Average: グレード・ポイント・アベレージ) 取扱要領	53

I. 関西医科大学看護学部の概要

1. 看護学部の名称と取得できる学位

学部学科名：「看護学部看護学科（Faculty of Nursing）」

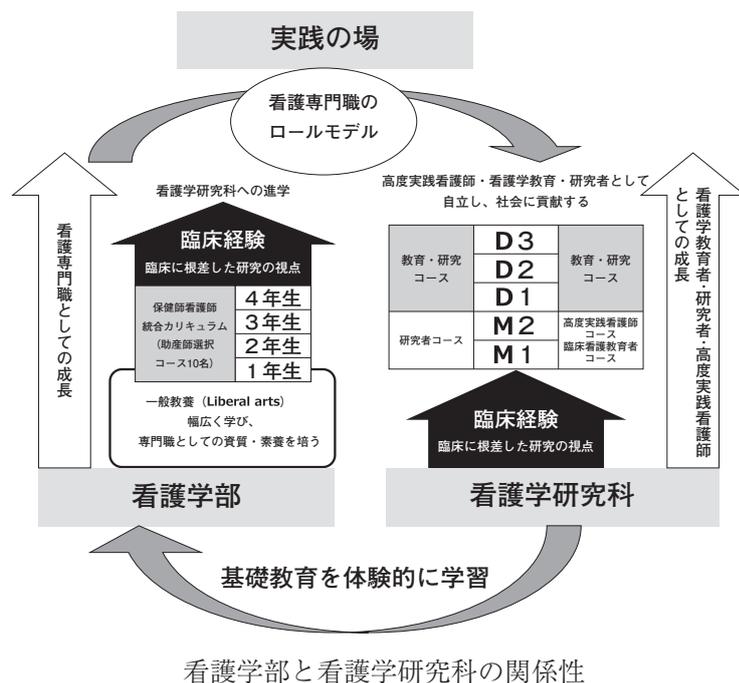
学位：「学士（看護学）（Bachelor of Nursing Science）」

2. 取得可能な受験資格

- ① 卒業要件を満たすことにより以下の受験資格を得る
 - ・ 看護師国家試験受験資格
 - ・ 保健師国家試験受験資格
- ② 卒業要件に加え、指定された科目の単位を取得することで以下の受験資格を得る
 - ・ 助産師国家試験受験資格（希望者 10 名）

3. 看護学研究科のある看護学部で学ぶ意義

看護学部では、大学院看護学研究科（博士前期課程・博士後期課程）で学ぶ大学院生と同じ学舎で学びます。大学院生は、学問を追究し続ける姿や講義・演習・実習などの支援を通し、高度な実践力をもつ身近なロールモデルとして皆さんをサポートしてくれます。自分のキャリアを考える上で貴重な学びが得られると思います。



Ⅱ. 教育課程の特色

1. 教育の理念

本学看護学部は、建学の精神である「慈仁心鏡」に基づき、幅広い教養と高い倫理観・人間愛を基盤に、人々の生命・健康・生活を統合した専門的知識・技術を備えた看護力で、社会に貢献できる柔軟な創造力・行動力をもつ人材を育成することを教育理念とし、学生の「自由・自律・自学」を基盤とした学びを保障します。

2. 教育目標

本学は、建学の精神である慈しみ、めぐみ、愛を心の規範とした人材の養成に関する目的を、学部ごとに次のとおり定めます。

看護学部は、幅広い教養と高い倫理観・人間愛を基盤とした思考力と判断力を持ち、グローバルな視野のもと社会に貢献できる柔軟な創造力と行動力を備え、人々の生命・健康・生活を統合し時代や地域を超えて通用する高度な看護実践力をもつ人材を育成します。

3. アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

求める学生像

豊かな感性と教養を持ち、看護学の向上に努め、地域社会や国際社会に貢献できる看護師、保健師、助産師を育成するため、次のような人を求めています。

1. 看護学を学ぶために必要な基礎学力を有する人
2. 自己の能力を的確に判断し自ら学ぼうとする人
3. 生命をこの上なく大切に感じることができる人
4. 人に関心があり、人の可能性を信じていることができる人
5. 人の健康や生活に関心がある人
6. 看護の力を通して社会に貢献する意欲がある人

本学入学までに求める学習成果

入学する学生には、高等学校等における教育課程により習得した基礎学力を、より高度な学びへと展開できるように、次のような能力を求めます。

1. 入学後の修学に必要な基礎学力と学ぶ力
2. 読解力、創造力、思考力、論理的表現力
3. いのち、健康、生活について柔軟に考える力
4. 多様な人々と協調、協力して物事を成し遂げようとするコミュニケーション能力
5. 社会において活躍できる行動力

4. ディプロマ・ポリシー（卒業時に身につけておくべき能力）

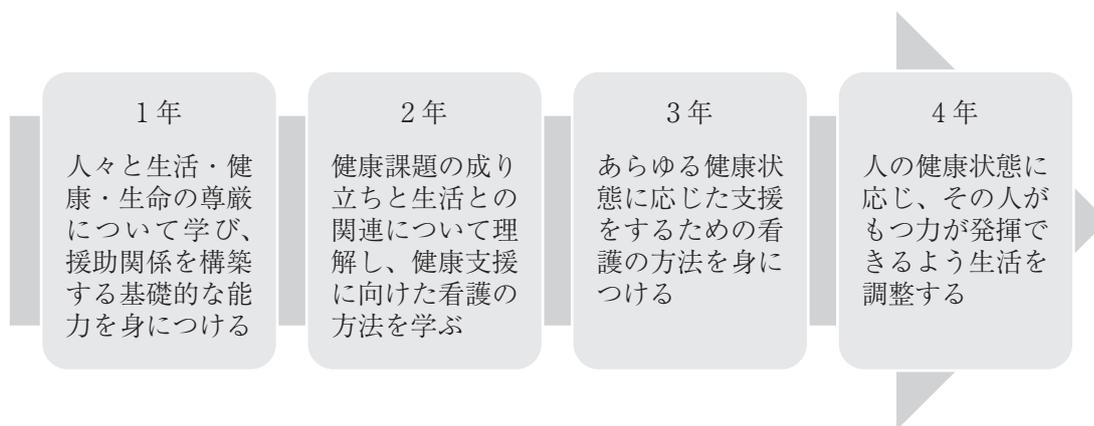
看護学部では、卒業時までには身につけておくべき能力（ディプロマ・ポリシー）として以下のとおり定めています。

- 1) 生命と人間の尊厳を基盤とし、高い倫理観を備え生涯にわたり成長できる
- 2) 専門職として自信と誇りを持ち、自分の役割を意識して行動できる
- 3) 看護学の学びを通して自ら真理を追究し続ける姿勢を持つことができる
- 4) 看護の力を信じ、未知なる可能性へと行動を起こすことができる
- 5) 社会と環境の変化を見据え、看護ができること・なすべきことに尽力できる
- 6) 地域の特性と健康課題を理解し、グローバルな視野を持つことができる
- 7) 人の生命・健康・生活を統合した看護実践能力を持つことができる
- 8) 看護者の責務を自覚し、他職種と協働できる

5. ディプロマ・ポリシーに沿った年次ごとの到達目標

看護職は、あらゆる対象・あらゆる場において看護を提供することが求められるため、1年次から4年次にわたり、人々の生命・健康・生活の統合を目指し、それぞれ異なる機能を持つ附属医療機関や地域にも目を向け、経験を蓄積しながら学びを深められるよう演習・実習を取り入れて学修を進めていきます。

学年進行とともに看護の基礎的知識・技術を取得し、より高度な専門的知識・技術がエビデンスをもって実践できるよう科目を配置するとともに、医療系複合大学である本学の特色を活かし、医学部生、リハビリテーション学部生との合同講義や実習を通して、お互いの専門性を尊敬しあえる学びの場を設定しています。



6. カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

看護学部では、生活に根差した看護実践を学べるよう、カリキュラム・ポリシーとして以下のとおり定めています。

- 1) 人を理解し、他者とつながるための学習を通し、自らの気づきや考えを自由に表現し行動に移すことができるよう支援する
- 2) 自己の健康や生活に目を向けながら、初年度から地域生活課題の探究や地域の中で取り組む学習内容を提示する
- 3) 他者や社会を身近に感じ考えることができる医療人の育成を目指した科目の配置や生活の中の医療を体験的・系統的に学ぶ授業展開とする
- 4) 健康が人の生活と文化・歴史と密接に関係していると体感できるよう、生命・健康・生活に着目した学習内容を提示する
- 5) 人の生活に根差した実習と医科大学附属病院施設での実習および卒前インターンシップなどを通して、人が持つ力を高める看護実践能力が修得できる環境を整える
- 6) 専門職業人および大学院学生との交流を通し、他職種との協働の重要性が理解できる環境を提示する
- 7) 自らの専門性を問いつけることにより看護学を基盤としたキャリアデザインを描くことができるよう支援する

7. カリキュラム編成の考え方

人々の生活に根ざした看護を実践するために、人々の「生命」、「健康」、「生活」を統合した知識と技術、即ち「看護力」が求められます。そのため、授業科目を「基礎科目」と「専門基礎科目」及び「専門科目」で編成し、実践を結び付けながら知識や理論を学び続けられるよう配置しています。

8. 科目の編成

1) 基礎科目

基礎科目は、自己洞察を含め、人間の健康と生命の尊厳について学び、看護を実践するために必要な倫理観と幅広い教養を身につけることを目的としています。看護を実践するために必要な倫理観と幅広い教養を身に付けるため、「人を理解する」・「からだを整える」・「心理・社会を学ぶ」・「自然を学ぶ」に分類し、それぞれに科目を配置しています。4年間の計画の中で知と感性を自ら磨き続けることを期待しています。

2) 専門基礎科目

専門基礎科目は、①人体の構造と機能、病態を理解すること、②より良い社会をめざす社会制度を学び、看護が果たすべき役割について理解することを目的としています。

看護を実践するために必要な人体の構造と機能、病態を理解し、疾病からの回復過程について学ぶ「人体の理解と疾病からの回復過程」と、社会における看護の役割や今後の果たすべき役割を「健康支援と社会保障」に分類して学修を進めます。

3) 専門科目

専門科目は、①あらゆる発達段階・健康状態・生活の場にある人々が目指す生活を支援するため方法を学び、実践すること、②看護専門職を目指すものとしての立ち位置を見出し、自己の課題にとり組むことを目的として科目を配置しています。

看護の基盤を学ぶ「看護の基盤」、あらゆる発達段階、健康状態、生活の場にある人々が目指す生活を支援する方法を学ぶ「コミュニティの中の看護」、「ライフサイクルと看護」、さらに、すべての領域を発

展的に学ぶ「統合課題を探究する看護」を置いています。

9. 学びの進み方

1年次では、人とつながるコミュニケーション能力を身につけながら、幅広い教養と高い倫理観・人間愛をもつための基礎科目や看護学の基盤となる概論や技術、看護を実践するために必要な専門基礎科目を配置しています。

2年次～3年次では、人々の生命・健康・生活を統合した専門的知識・技術を備えた看護力を身につけるため、健康課題を理解する専門基礎科目と、支援方法を学ぶ専門科目を関連づけて学びます。また、人々の生命・健康・生活を統合する能力を育成するため、まず地域における人々の生活を理解したうえで、あらゆる健康状態に応じた支援方法も身につけます。

さらに4年次では、統合科目や課題を探究する専門科目を配置し、それまでに培ってきた知識や技術を統合しながら看護職として社会に貢献できる柔軟な創造力・行動力を養うとともに、その人がもつ力を発揮しながら生活調整できる実践力の習得を目指します。

10. 関西医科大学アセスメントプラン

関西医科大学は、教育の成果を可視化し、教育改善を恒常的に実施する目的で、各学部で定めたアドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の方針）、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を踏まえた指標に基づき学生の学修成果等を測定し評価します。この評価は、学生の入学時から卒業までを視野にいれ、多面的に実施します。大学教育の成果は、各学部が定めるアセスメント・ポリシーに則って点検・評価し、本学の教学マネジメントを確立していきます。

【検証の流れ】

- ・各学部が学部で定めたアセスメント・ポリシーに基づき、アセスメント活動を実施する。
- ・各学部がアセスメント結果と改善方策案を教育研究推進委員会へ報告する。
- ・教育研究推進委員会は、アセスメント結果、各学部から出された改善方針案の適切性を評価し、改善方策の承認を行う。
- ・各学部は、教育研究推進委員会の承認を受けた改善方針に基づき、教育活動の充実・改善活動に取り組む。

看護学部のアセスメント・ポリシー

	DP に定める資質・能力	入学時	在学中	卒業時
学位プログラムレベル	DP1:生命と人間の尊厳を基盤とし、高い倫理観を備え生涯にわたり成長できる DP2:専門職として自信と誇りを持ち、自分の役割を意識して行動できる DP3:看護学の学びを通して自ら真理を追究し続ける姿勢を持つことができる DP4:看護の力を信じ、未知なる可能性へと行動を起こすことができる	各種入学試験 調査票の記載事項 入学前課題（推薦のみ）	GPA 分布状況 修得単位数 休学率、退学・除籍率 基礎看護技術の到達度調査 学修履歴（ポートフォリオ、2022年度以降 e-ポートフォリオ） 学修時間・学修行動実態調査	看護研究論文 OSCE 国家試験合格率 就職率、進学率 卒業時アンケート ストレート卒業率
科目レベル	DP5:社会と環境の変化を見据え、看護ができること・なすべきことに尽力できる DP6:地域の特性と健康課題を理解し、グローバルな視野を持つことができる DP7:人の生命・健康・生活を統合した看護実践能力を持つことができる DP8:看護者の責務を自覚し、他職種と協働できる		各科目評価（講義・演習・実習） 領域・分野到達度評価 演習 and/or 実習（ルーブリック等） 学期末試験 レポート評価 教育評価アンケート	

Ⅲ. 講義・演習・実習の開講

1. 年間予定

看護学部は今年度より2学期制（前期・後期）となり、さらに前期を第1ターム・第2ターム、後期を第3ターム・第4タームに分け、年間4つのタームで授業を行います。なお、月曜日から金曜日と第1・3・5土曜日を開講日とします。授業科目の開講は、学年始めのオリエンテーション時に配布する「時間割表」で確認してください。但し、講義等の内容により特別開講になることもありますので注意してください。

講義時間は、90分授業として以下の通り行います。

時限	講義時間
1時限	9:00～10:30
2時限	10:40～12:10
3時限	13:10～14:40
4時限	14:50～16:20
5時限	16:30～18:00

2. 単位について

看護学部のカリキュラムは単位制を採用しています。文部科学省の大学設置基準（第二十一条）「一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする」に基づき、効果的に学修を進められるよう授業方法を定めています。

3. 授業の進め方

授業科目の内容により、受講人数や授業形態、講義回数が変わります。授業科目ごとに確認してください。

- 1) 講義：知識の習得・理解が中心となる授業科目。
1単位を15時間とし、8回の講義回数で設定しています（2単位の場合は15回授業）。
- 2) 演習：学生同士の議論を通してコミュニケーション能力、チームワーク、リーダーシップを学ぶ科目や技術の修得を目指します。
1単位15～30時間とし8～15回の講義回数で設定しています。
- 3) 実習：各実習における「臨地実習要項」に沿って、さまざまな実習施設で行います。
大学設置基準で定められた45時間は講義時間だけでなく、授業準備や振り返りを行う自習時間を含めた時間数です。各自の学修課題に沿って自ら学修を進めることが必要となります。

4. KMULASについて

本学では、学修を支援するシステムとしてKMULAS（通称：カムラス）を使用します。

パソコンやタブレット端末、スマートフォンを用いて講義資料の閲覧やテストの実施、レポート課題の提出、事務室からの連絡等、様々なことがオンライン上で可能となります。

KMULASへのログイン画面は以下の通りです。ユーザーIDとパスワードは入学時オリエンテーションで配布します。

URL: <https://kmulasweb.kmu.ac.jp>

5. 講義室・実習室

授業を実施する教室は以下のとおりです。

名称	主な用途	場所
遠隔講義室	講義または演習	1階
講義室1	講義または演習	2階
講義室2	講義または演習	3階
講義室3	講義または演習	3階
コンピューター室	コンピューターを用いた講義・演習	2階
基盤看護研修室	演習	4階
統合看護研修室	シミュレーション学修	4階
生活・療養支援研修室	演習・シミュレーション学修	5階
討議室	演習・シミュレーション学修	4階
セミナー室1～8	演習・ゼミナール	3階
加多乃講堂	式典・講演会・演習等	医学部南棟1階
シミュレーションセンター	シミュレーション学修	医学部棟3階

6. 休講・補講について

大学または授業担当教員のやむを得ない理由で、授業を休講にすることがあります。休講連絡はKMULASで確認してください。

なお、休講になった授業については、これを補うための補講を実施します。補講連絡についてもKMULASで確認してください。

※休講の通知がなく、授業開始から30分経過しても授業担当教員が入室しない場合は、事務室に連絡して指示を受けてください。

※休講についての電話照会には応じません。

7. 授業の出席・欠席・遅刻について

授業の出席は、原則、学生証を講義室のカードリーダーにかざすことで記録されます。打刻は各授業の開始10分前から可能です。

【欠席】

病気その他やむを得ない事由で授業を欠席する（または欠席した）場合は、担当教員に連絡の上、事務部へ欠席届を提出してください。欠席届に添付すべき証明書・文書等については、看護学部履修修了認定に関する細則第12条 表Aおよび表B（46ページ）を参照してください。

【遅刻】

授業開始時刻から15分以内は遅刻となり、それ以降は欠席となります。また、遅刻3回で欠席1回の扱いになります。なお、カードリーダーに依らない出欠確認であっても同様です。

※交通機関の延着により遅刻した場合は、学生証をカードリーダーに通し、各交通機関が発行する遅延証明書の裏に「日付・時限・学籍番号・氏名・遅刻した授業科目の名称」を明記の上、当該講義終了後の休み時間に事務部へ提出してください。遅延証明書がデータの場合はKMULAS上での提出となります。提出方法についてはオリエンテーション時に説明します。

8. 試験に関すること

各授業科目時間の2/3以上の出席者を対象に、試験を行います。試験および成績評価の取扱いについては、15ページを確認してください。

IV. 履修に関すること

履修計画を進めるにあたっては、自分の興味・関心や進路希望を視野に入れながら4年間を通した履修計画を立てることが必要です。そのためには、学生要覧（学生ハンドブック）やシラバス等を参考にし、個別の時間割を作成するようにして下さい。一人で悩まず、不明なことは教務委員会教員やチューター教員およびクラス担任教員等に相談して下さい。

1. 授業科目の分類について

授業科目は以下のように分類されます。

- 1) 必修科目：学修上必ず履修し単位を修得しなければならない科目です。
- 2) 選択科目：自分の興味や関心、または進路に応じて自由に選択できる科目です。
- 3) 選択必修科目：特定の授業科目の中から自分の興味や関心、進路に応じて選択する科目です。

2. 履修計画

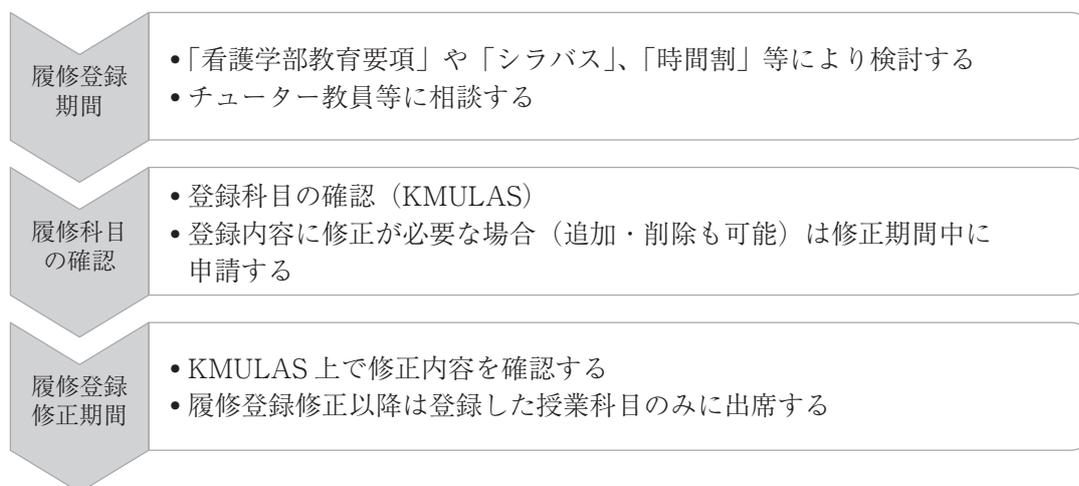
定められた4年間の学修により看護学士の学位取得に必要な卒業要件を130単位とし、保健師、看護師国家試験受験資格を取得できるカリキュラムを構成しています。25ページのカリキュラム進捗表を参考にしながら計画的に学びを進めてください。

3. 履修登録

履修登録は、各年度始めに履修する授業科目を選択し、登録手続きを行うことです。各自の履修計画に沿って、指定の履修登録方法により期限内に登録して下さい。

- ① 所定の期間に履修登録がない場合は、その授業を受講することはできません。但し、やむを得ない理由により提出が難しい場合、まずは事務部まで相談して下さい。
- ② 原則として履修登録期間を過ぎた履修科目の変更や追加・削除は認められません。ただし、やむを得ず履修を途中で変更したい場合は、当該学期授業開始の1週間後までに届け出ることで、変更が認められることがあります。なお、事前にチューターとの面談が必要ですので、早めに申し出るようにして下さい。
- ③ 履修登録をした授業科目以外の科目を受講することはできません。但し、担当教員との協議により、単位を取得しない受講を認める場合があります。
- ④ 選択科目は、効果的な学修を進めるために受講者数に制限を設ける場合があります、履修希望多数の場合は履修できないことがあります。
- ⑤ 十分な自己学修の時間を確保するため、1年間の履修科目の登録上限単位は45単位とします。
- ⑥ 他大学において単位取得した授業科目がある場合、シラバスや成績等を勘案し、本学における履修単位として認めることもあるため、入学オリエンテーション期間中に必要書類を揃え看護学部事務部に申請して下さい。
- ⑦ 履修者が3名以下の科目は、不開講となる場合があります（基礎科目のみ）。

4. 履修登録の流れ



*「看護学部履修修了認定に関する細則」を参照のこと

5. 実習を履修するために必要な要件

実習科目を効果的に学修するためには、基礎となる知識と基本技術を修得しておくことが必要です。そのため、実習を履修するために必要な要件を以下の通り定めています。

(1)先修科目の設定

実習科目	先修科目※
看護ヘルスアセスメント実習	人体のしくみ、人体の機能、ヘルスアセスメント、病態生理学／機能障害Ⅰ、病態生理学／機能障害Ⅱ
地域生活援助論実習Ⅰ	看護ヘルスアセスメント実習、地域生活看護学、地域生活援助論、地域生活援助論演習
地域生活援助論実習Ⅱ	地域生活援助論実習Ⅰ
在宅生活援助論実習Ⅰ	看護ヘルスアセスメント実習、在宅生活看護学、在宅生活援助論、在宅生活援助論演習
在宅生活援助論実習Ⅱ	在宅生活援助論実習Ⅰ
精神看護論実習	看護ヘルスアセスメント実習、精神看護学、精神看護論、精神看護論演習
こども生活援助論実習	看護ヘルスアセスメント実習、こども生活看護学、こども生活援助論、こども生活援助論演習
成人老年生活援助論実習	看護ヘルスアセスメント実習、生活者について学ぶ、成人生活援助論、成人生活援助論演習、老年生活看護学、老年生活援助論、老年生活援助論演習
成人老年治療看護論実習	看護ヘルスアセスメント実習、生活者について学ぶ、成人治療看護論、成人治療看護論演習、老年生活看護学、老年生活援助論、老年生活援助論演習
母性看護論実習	看護ヘルスアセスメント実習、母性看護学、母性看護論、母性看護論演習
助産実習Ⅰ、助産実習Ⅱ	助産概論、助産診断・技術論、助産診断・技術論演習、地域母子保健論
統合実習、卒前インターンシップ	3年次までの全ての実習科目

○先修科目 後続の特定の授業科目のために予め履修し、単位を修得しておかなければならない科目。

(2)GPAによる成績水準の設定

1年次終了時点において、1年次の配当授業科目のうち、専門基礎科目及び専門科目を算定対象科目（基礎科目は対象外）とした累積GPAが「1.5」以上であることが必要です。

ただし、2年次終了時点においての累積GPAは、本要件に適用しません。

6. 卒業に必要な単位数

【卒業要件】 単位修得条件をすべて満たし、合計 130 単位が卒業（国家試験受験資格）に必要な単位数です。

科目区分	分野	必要最低単位数	単位修得条件
基礎科目	人を理解する	10	6 英語 I、II、倫理学の 3 科目すべて（必修）
			2 中国語、韓国語、フランス語から 1 科目以上（選択必修）
			2 上記以外の科目から 1 科目以上（選択）
	からだを整える	2	健康と運動、生活と環境から 1 科目以上（選択必修）
	心理・社会を学ぶ	2	心理学、教育学、法学、経済学から 1 科目以上（選択）
	自然を学ぶ	2	生物、化学、物理のうちから 1 科目以上（選択必修）
	基礎科目小計	16	
専門基礎科目	人体の理解と疾病からの回復過程	17	8 科目すべて（必修）
	健康支援と社会保障	12	10 家族社会学、こころの健康を除く 7 科目すべて（必修）
			2 家族社会学、こころの健康のうちから 1 科目以上（選択必修）
専門基礎科目小計	29		
専門科目	看護の基盤	20	11 科目すべて（必修・実習 2 単位含む）
	コミュニティの中の看護	21	14 科目すべて（必修・実習 7 単位含む）
	ライフサイクルと看護	26	17 科目すべて（必修・実習 8 単位含む）
	統合・課題を 探求する看護	18	12 科目すべて（必修・実習 8 単位含む）
	専門科目小計	85	
合計	130		

◆助産師コースを選択した場合、上記の卒業に必要な単位数 130 単位に加え助産師（国家試験受験資格）コース 19 単位と合わせ 149 単位を修得する必要があります。

	分野	必要最低単位数	単位修得条件
※卒業に必要な単位数		130	
助産選択	助産師コース	19	助産師コース 7 科目すべて（必修・実習 10 単位含む）
合計		149	

7. 関西医科大学の科目ナンバリング

科目ナンバリングとは

科目ナンバリングとは、授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組みのことをいいます。本学医学部、看護学部、リハビリテーション学部で開講するすべての授業科目に付すコードを、次の6種類の英数字で表すこととしています。

ナンバリングコードの構成

M A 01 A 1 01

① ② ③ ④ ⑤ ⑥

- | | |
|--------------------|-----------|
| ① 学部コード | ② 科目区分 -1 |
| ③ 科目区分 -2 (科目の種類) | ④ 授業形態コード |
| ⑤ 配当年次コード (レベルコード) | ⑥ 識別コード |

ナンバリングコード対応表

① 学部コード

学部コード	学部
M	医学部
N	看護学部
R	リハビリテーション学部

② 科目区分 -1

【医学部】

科目区分 -1	科目区分
A	コース
Z	臨床実習

【看護学部】

科目区分 -1	科目区分
A	基礎科目
B	専門基礎科目
C	専門科目 (助産選択)

【リハビリテーション学部】

科目区分 -1	科目区分
A	基礎教養科目
B	専門基礎科目
C	専門科目

③ 科目区分 -2 (科目の種類)

【医学部】

コース、臨床実習の通し番号を示す。

【看護学部・リハビリテーション学部】 科目の分類を示す。

④ 授業形態コード

【医学部】

科目区分 -1	科目区分
1	コース
A, B, C, P	ユニット
S	試験
Z	臨床実習

【看護学部・リハビリテーション学部】

科目区分 -1	科目区分
A	講義・演習
B	実習

⑤ 配当年次コード (レベルコード)

当該科目の配当年次を示す。

⑥ 識別コード

【医学部】

サブユニットの通し番号を示す。

【看護学部・リハビリテーション学部】 科目の分類ごとの通し番号を示す。

V. 試験、成績評価に関すること

1. 試験について

各科目の試験は、以下のように実施します。

- (1) 試験の実施は各授業科目終了後とし、原則として、大学が定める学期末試験実施期間に行う。
- (2) 前項に定める試験は、レポートその他の方法をもって代えることができる。
- (3) 科目試験においては、当該科目授業時間の3分の1を超えて欠席した学生は、その科目の受験資格が認められない。
- (4) 前項に該当する学生のうち、やむを得ない事由（表A及び表B）による欠席が認められ、かつ前項で定める要件が解消された場合は、試験を受けることができる。
- (5) 試験における遅刻の取り扱いは、試験開始30分以内とする。
- (6) 交通機関延着を要因とする遅刻の取り扱いについては別途定める。
- (7) 試験に関する不正行為があったと判断された者に対しては、当該学年において既に受験した科目についてはこれを無効とし、残りの科目については受験を許可しない。

2. 再試験について

再試験は、以下のように実施します。

- (1) 試験に不合格になった場合は、再試験を行うことがある。
- (2) 再試験の点数は最高点を60点とする。
- (3) 再試験を受験しようとする者は「再試験受験願」を、定められた期日までに看護学部事務部へ提出し手続きを完了しなければならない。手続きを完了できない場合は、「再試験受験資格」を喪失する。
- (4) 再試験を受験する場合は、1科目につき5,000円の再試験料を徴収する。
- (5) 再試験は1回限りとする。再試験の追試験は実施しない。
- (6) 臨地実習による授業科目については、不合格の場合は再実習を実施しない。

3. 追試験について

追試験は、以下のように実施します。

- (1) 疾病又は事故などやむを得ない事由（表A及び表B参照）により試験を受験できない者で、追試験を受験しようとする者は、「試験欠席届兼追試験受験願」に表A又は表Bで定められた証明書・文書等を添えて、定められた期日までに看護学部事務部へ提出し手続きを完了しなければならない。手続きを完了できない場合は、「追試験受験資格」を喪失する。
- (2) 追試験の再試験は実施しない。

表 A

対象となる欠席事由	「欠席届」に添付すべき証明書・文書等
1 病気・ケガ（本人）	(1)診断書又は(2)氏名・通院日明記の領収書等
2 出産 (1) 本人（産前6週間・産後8週間） (2) 配偶者（2日）	(1)「出生届」又は(2)「出産証明書」
3 忌引 (1) 父母・配偶者・子（5日） (2) 祖父母・兄弟姉妹（2日）	(1)欠席日を確認できる会葬御礼又は(2)死亡を確認できる公的証明書等
4 交通事故、非常災害（本人）	交通事故証明書、被災証明書
5 公共交通機関の不通・延着	当該公共交通機関発行の証明書
6 親族の看護	被看護者の診断書
7 その他斟酌すべき事由	教務委員会で可否を決定する。

なお、表 B による欠席の場合は、公認欠席とする。

表 B

対象となる欠席事由	「欠席届」に添付すべき証明書・文書等
1 学校保健安全法施行規則第 18 条に基づく第一種・第二種・第三種感染症による出席停止	診断書
2 裁判員制度による裁判員及び裁判員候補者に選任された場合	裁判所からの通知書

※学期末試験については、各学期最終週に実施するオリエンテーションで詳細に説明します。大事なオリエンテーションですので、必ず出席するようにして下さい。

4. 成績評価

成績評価は、試験の結果及び日常の学習状況（課題レポート、講義への参加意欲、プレゼンテーション等）を総合的に判断し、次の基準により評価する。

- (1) 成績は 100 点満点とし、60 点以上を合格とする。
- (2) 合格した科目には所定の単位を与える。
- (3) 科目評価は、秀、優、良、可、及び不可の表記とし、以下の区分とする。
- (4) 合格した科目については、再評価はしない。

成績評価基準

点数	評価	GP	評価基準
90 点以上	秀 (S)	4	到達目標を達成し、特に優れた成績を示した者
80 点以上 90 点未満	優 (A)	3	到達目標を達成し、優れた成績を示した者
70 点以上 80 点未満	良 (B)	2	到達目標を達成し、妥当と認められる成績を示した者
60 点以上 70 点未満	可 (C)	1	到達目標を達成し、合格と認められる最低限の成績を示した者
60 点未満	不可 (D)	0	到達目標を達成していない者

5. 成績評価に関する異議申し立てについて

教育要項の47ページ「看護学部履修修了認定に関する細則」第18条に示していますように、各科目の成績評価に対して、皆さんは異議申し立てができます。

これは、救済措置や成績評価の変更を申請する制度ではありません。シラバスに書かれている評価方法とは異なる成績評価や疑義が生じた場合の見直しを求めることができる制度です。

自身の成績に対して異議申し立てがある場合は、学務課を通して各科目責任者の教員へ確認を求めることができます。

もし、制度利用する場合は試験結果配布日を含む3日以内 17:00までに、看護学部事務部学務課へ申し出てください。

なお、これまでのように、科目担当教員との対話の中で成績に関する疑問を解決できる場合は、この制度の対象とはなりません。

6. 関西医科大学看護学部 GPA について

GPAとは「Grade Point Average」の略で、一定の方式で算出された成績評価のことです。欧米では多くの大学が成績の指標として取り入れており、看護学部でもその成績評価方法を採用しています。大学によっては、このGPAの数値を卒業要件、進級条件、退学勧告等に用いている場合もあります。

1. GPAの点数の考え方

成績の評価方法として、授業科目ごとの成績評価を5段階（S、A、B、C、D）で評価し、それぞれに対して4、3、2、1、0のグレード・ポイントを付与し、以下による計算式によってGPAを算出します。

2. GPAの取扱い

- (1) 授業科目履修の総合判定（成績評価）はS、A、B、C、Dの5段階の評価とする。
- (2) グレード・ポイント：科目の成績評価それぞれに対し下記のグレード・ポイントを付与する。

評語	評点	判定	GP
秀 (S)	100～90点	合格	4点
優 (A)	89～80点	合格	3点
良 (B)	79～70点	合格	2点
可 (C)	69～60点	合格	1点
不可 (D)	59点以下	不合格	0点

- (3) 学年修了時の成績評価に対して前項のグレード・ポイントを設定、下記の計算式により平均値であるGPA（グレード・ポイント・アベレージ）を累積GPAとして算出する。

$$\text{GPA} = \{(\text{評価を受けた科目のGP}) \times (\text{当該科目の単位数})\} \text{の累計} / (\text{履修単位数の合計}) \text{の累計}$$

数値は、小数点第3位以下を切り捨てる。

- (4) 学年終了時に算出されるGPAが著しく低い場合は、個別に指導を受けることになります。また、その後も改善が見られない場合は更に嚴重注意（退学勧告を含む）を行い、学修指導を強化するとともに改善努力を促します。

- (5) 個人の成績表には、学期ごとの GPA 及び累積 GPA が記載されます。成績証明書には申請時期に応じて学年終了時もしくは卒業時の累積 GPA が記載されます。
- (6) 履修登録後に当該学期の休学が承認された場合は、原則として当該学期の授業は履修取消扱いとし、GPA には反映されません。

Ⅵ. 助産師コースについて

1. 助産師コースの履修要件（定員 10 名）

助産師コースを履修するためには、以下の要件を満たしておく必要があります。

- 1) 3年次初めの履修登録時に届け出ていること
- 2) 3年次前期までに配当されている必修科目すべての単位および母性看護論実習を修得していること
- 3) 助産学専門科目の受講の意思をもっていること

*10名を超える履修希望者があった場合は選抜を実施します。選抜方法は、3年次前期までの成績評価に加えて小論文と面接を行い、それらの結果を総合して選考を行います。

2. 履修単位

助産師コースを選択する場合、卒業に必要な所定の単位数 130 単位に加え、助産概論、助産診断・技術論等 19 単位を合わせた合計 149 単位を修得することで助産師国家試験受験資格を取得することができます。

基礎科目：16 単位	①人を理解する：10 単位（必修 6 単位＋選択必修 2 単位＋選択 2 単位） ②からだを整える：2 単位（選択必修 2 単位） ③心理・社会を学ぶ：2 単位（選択 2 単位） ④自然を学ぶ：2 単位（選択必修 2 単位）
専門基礎科目：29 単位	①人体の理解と疾病からの回復過程：17 単位（すべて必修） ②健康支援と社会保障：12 単位（必修 10 単位＋選択 2 単位）
専門科目：85 単位	①看護の基盤：20 単位（すべて必修、うち実習 2 単位） ②コミュニティの中の看護：21 単位（すべて必修、うち実習 7 単位） ③ライフサイクルと看護：26 単位（すべて必修、うち実習 8 単位） ④統合・課題を探究する看護：18 単位（すべて必修、うち実習 8 単位）
合計	130 単位
助産選択：19 単位	上記に加え、助産師コース科目すべて必修、うち実習 10 単位
合計	149 単位

3. 助産師コースの履修までのながれ



4. 履修にかかる費用

助産師コース履修者は、講義・演習・実習費として別途30万円を4年生の前期学費納入時に合わせて徴収いたします。納入に関する詳細は、助産師コースの履修者へ別途説明します。

5. 助産師免許取得後、申請により取得できる資格

受胎調節実地指導員

受胎調節実地指導員は、母体保護法第15条に基づき、認定講習会の課程を履修したのち、各都道府県に申請をすることで取得できる資格です。本学の助産師コースは、大阪府知事より受胎調節実地指導員認定講習を実施する施設として認定されています。指定した科目を履修し単位を修得することで受胎調節実地指導員の認定講習会の修了資格が取得できます。なお、認定講習に伴う修了証書は学位授与日に交付されます。

Ⅶ. 保健師免許取得後、申請により取得できる資格

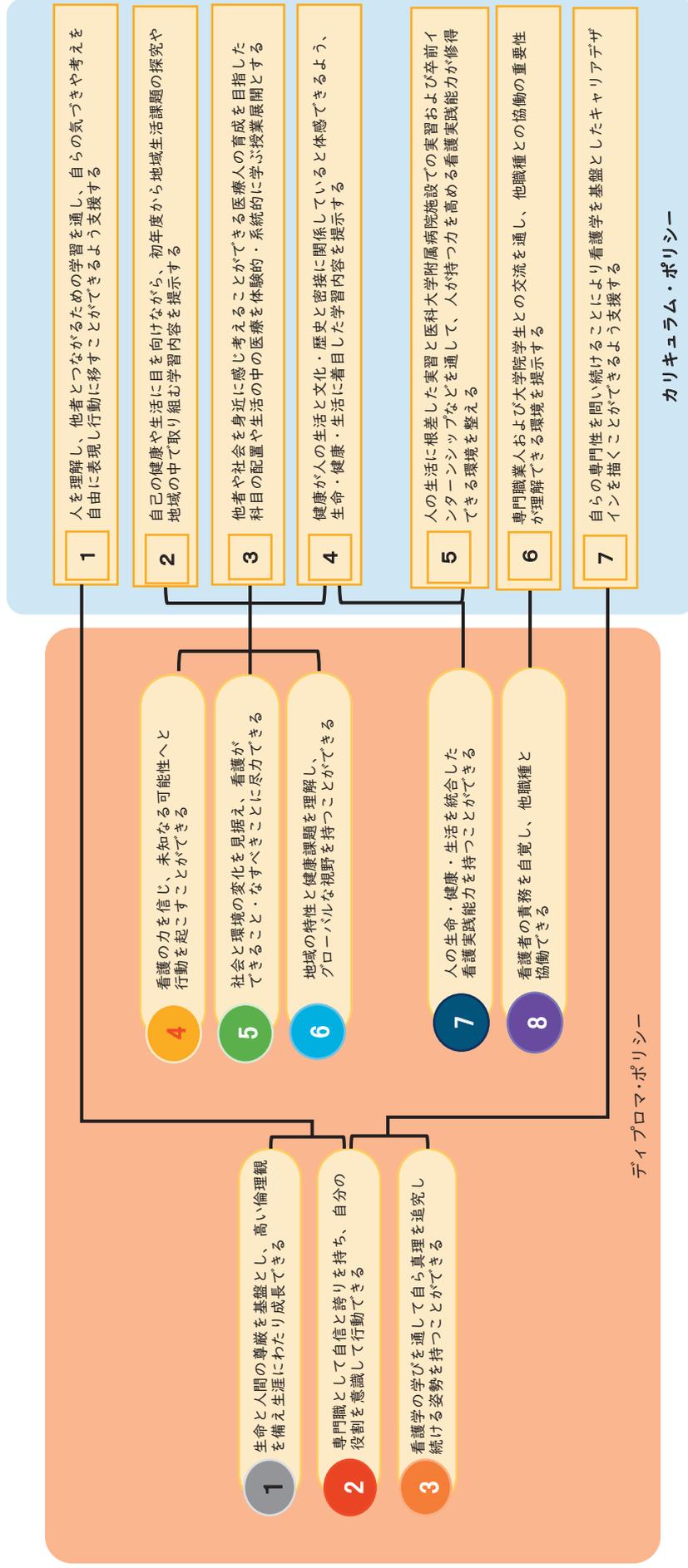
養護教諭 2 種免許

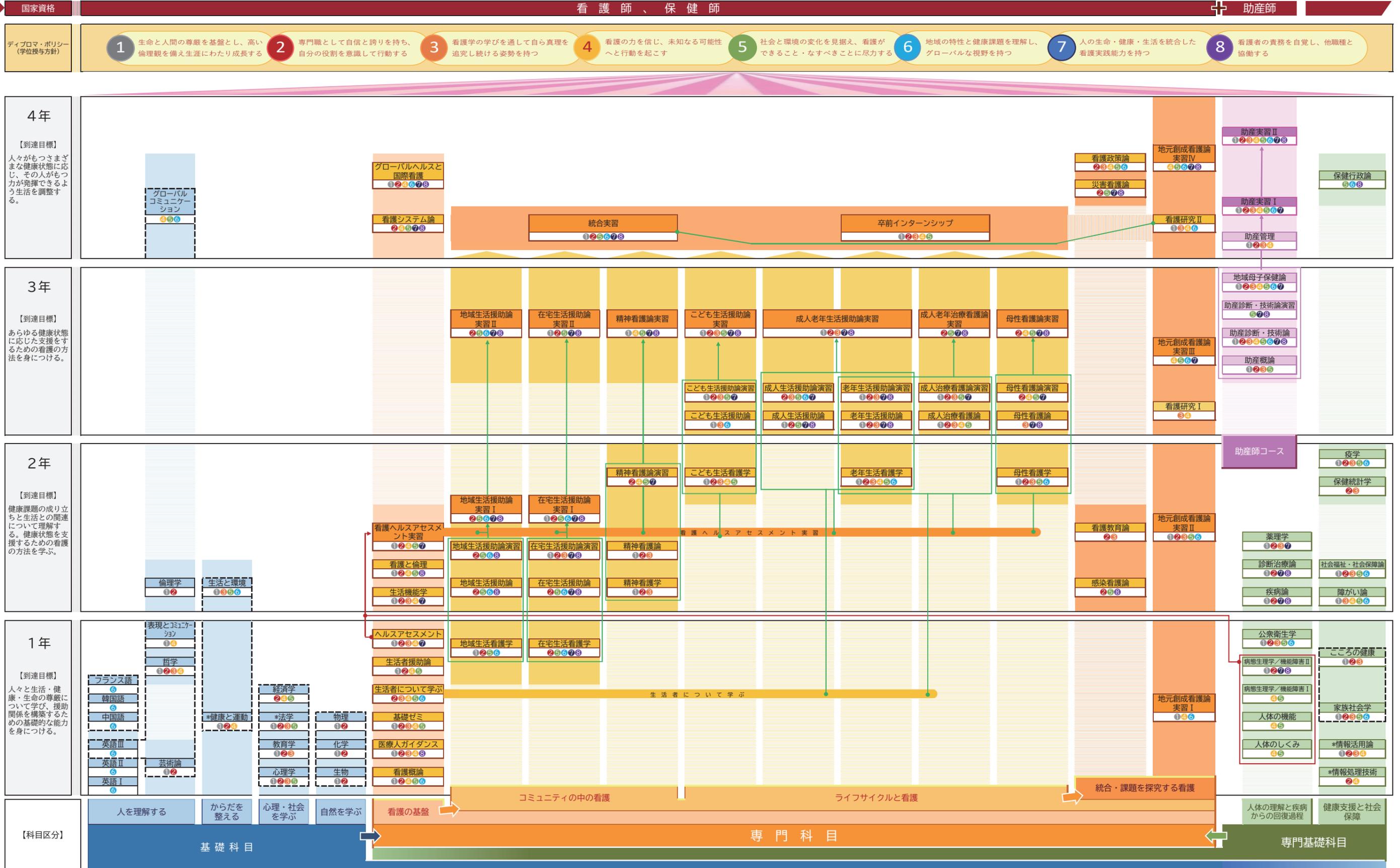
教育職員免許法別表第 2 の規定により、保健師免許を基礎資格として養護教諭 2 種免許状の授与を受けることができます。その際、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位及び情報機器の操作 2 単位）を取得しておく必要があります。

本学では、「法学」（選択科目）、「健康と運動」（選択必修科目）、「英語 I ・ II」（必修科目）、「情報処理技術」・「情報活用論」（必修科目）を履修する必要があります。

養護教諭 2 種免許状の申請にあたっては、各都道府県に「学力に関する証明書」を提出する必要があります。「学力に関する証明書」は大学で発行いたします。詳細は卒業オリエンテーション時に説明します。

関西医科大学 看護学部 デイプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー関連図





看護専門職としての成長

履修関連規程

1. 関西医科大学学則

第1章 使命及び目的

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、特に私学の本領を發揮しつつ、独創的な知性と豊かな人間性を備え、社会に貢献し得る医療人を育成するとともに、深く医学、看護学及びリハビリテーション学を研究し、広く文化の発展と公共の健康・福祉に寄与することを使命とする。

2 本学は、建学の精神である慈しみ、めぐみ、愛を心の規範とした人材の養成に関する目的を、学部ごとに次のとおり定める。

(1) 医学部は、医学及び医療の進歩と質の向上に努め、豊かな人間性と知識を備え、生涯にわたり国際社会や地域社会に貢献できる医人を育成する。

(2) 看護学部は、幅広い教養と高い倫理観・人間愛を基盤とした思考力と判断力を持ち、グローバルな視野のもと社会に貢献できる柔軟な創造力と行動力を備え、人々の生命・健康・生活を統合し時代や地域を超えて通用する高度な看護実践力をもつ人材を育成する。

(3) リハビリテーション学部は、理学療法学及び作業療法学を中心に幅広い教養を基礎として、理学療法士、作業療法士として必要な知識と技術を教授し、将来にわたって活躍できる高度な実践力を持ち、専門職として多職種と連携し医療・社会に貢献できる人材を育成する。

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究及びこれに関連する活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行う評価体制及び評価項目は、別に定める。

第2章 組織、修業年限及び在学年限

第3条 本学に次の学部及び学科をおく。

医学部	医学科
看護学部	看護学科
リハビリテーション学部	理学療法学科 作業療法学科

第4条 医学部の修業年限は6年とする。

2 看護学部の修業年限は4年とする。

3 リハビリテーション学部の修業年限は4年とする。

第5条 医学部の在学年限は、通算10年を超えることはできず、かつ同一学年の在学年限は2年とする。ただし、同一学年の在学年限は、学長が特別の事由があると認めた場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

2 看護学部の在学年限は8年以内とする。

3 リハビリテーション学部の在学年限は8年以内とする。

第3章 学年、学期及び休業日

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を次の学期に分ける。

医学部第1・2・3・4・5・6学年においては

1学期 4月1日から8月31日に至る。

2学期 9月1日から12月31日に至る。

3学期 翌年1月1日から3月31日に至る。

看護学部及びリハビリテーション学部第1・2・3・4学年においては

前期 4月1日から9月30日に至る。

後期 10月1日から翌年3月31日に至る。

第8条 定期休業日を次のとおり定める。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日
 - (3) 本大学創立記念日（6月30日）
 - (4) 毎月の第2・4土曜日
 - (5) 春季休業日
 - (6) 夏季休業日
 - (7) 冬季休業日
- 2 教育上必要な場合は、前項に定める休業日においても、授業あるいは試験を行うことがある。また、春、夏、冬季の休業日は別に定める。
- 3 第1項第2号または第3号に定める休業日が、同項第1号に定める休日に当たるときは、その翌日を休業日とする。

第4章 教育課程、授業科目及び履修方法等

第9条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第10条 本学において教授する科目及び単位数は別表第1、別表第2、及び別表第3のとおりとする。

第11条 授業は、講義、演習、実習のいずれかにより、またはこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 授業科目の単位は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）により、原則として授業時間内での学修とそれ以外での自主的な学修とを合わせて45時間の学修内容をもって1単位とし、各授業の方法に応じ次の各号の基準により単位数を計算する。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実習については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
 - (3) 講義、演習または実習のうち二以上の方法により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮した授業時間をもって1単位とする。

第12条 本学における教室、講座及び領域は、別表第4のとおりとする。

第5章 学科課程の修了認定

第13条 授業科目履修修了の認定は試験その他によって行う。

第14条 履修修了認定に関する細則は別に定める。

第15条 進級の認定については、学年末または大学が定めた時期に、当該学部長が第58条に定める当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

第6章 卒業及び学位

第16条 医学部においては6年以上在学し、第14条及び別表第1に定めるすべての授業科目に合格した者について、当該学部長は当該教授会の議を経て学長へ報告し、学長が卒業を認定した上、学士（医学）の学位を授与する。

2 看護学部においては4年以上在学し、第14条及び別表第2に定めるすべての授業科目に合格した者について、当該学部長は当該教授会の議を経て学長へ報告し、学長が卒業を認定した上、学士（看護学）の学位を授与する。

3 リハビリテーション学部においては4年以上在学し、第14条及び別表第3に定めるすべての授業科目に合格した者について、当該学部長は当該教授会の議を経て学長へ報告し、学長が卒業を認定した上、理学療法学科 学士（理学療法学）、作業療法学科 学士（作業療法学）の学位を授与する。

第7章 入学

第 17 条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学はこの限りではない。

第 18 条 本学の入学資格は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者、又これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - ② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
 - ④ 文部科学大臣が指定した者
 - ⑤ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - ⑥ 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者で 18 歳に達した者

第 19 条 入学は前条の資格のある者について、厳正な銓衡を行った上、学長がこれを許可する。

第 20 条 入学志願者は入学志願票に、所定の書類及び別に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

第 21 条 入学を許可された者は、保証人連署の誓約書及び所定の書類を提出しなければならない。

第 22 条 保証人は、独立の生計を営む成年者 2 名とし、うち 1 名は、父母又はこれに代わる保護者としなければならない。

2 前項の保証人が遠隔の地に居住しているときは、他の保証人は、原則として大阪府または近隣府県に住所を有する独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 保証人は、学生在学中に係る一切の事項についてその責任を負うものとする。

第 23 条 保証人を変更する必要がある時は、速やかにその旨を届け出なければならない。

第 24 条 学生及び保証人が氏名、本籍（本人のみ）、住所等を変更した時は、直ちに届け出なければならない。

第 8 章 欠席、休学、退学及び転学

第 25 条 疾病または事故などのため欠席する場合は、必ずその事由を届け出なければならない。疾病のために欠席 7 日以上に及ぶ場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第 26 条 疾病または事故などやむを得ない事由で 3 カ月以上修学を中止しようとする場合は、期間を定め、事由を証明する書類を添え、保護者連署で、休学を願い出なければならない。

第 27 条 休学期間は引き続き 1 年を超えることはできない。ただし、学長が特別の事由があると認めた場合は、1 年を限度としてその期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算 2 年を超えることができない。ただし、学長が特別の事由があると認めた場合は、原則 1 年を限度としてその期間を延長することができる。

3 休学の期間は、在学年限に算入しない。

第 28 条 本学が、疾病のため一定期間休養が必要であると認めた学生及び伝染性疾患のため他の学生に迷惑を及ぼす虞れがあると認めた学生に対しては、休学を命ずることがある。

第 29 条 休学期間内にその事由が終わったときは、復学を願い出て許可を得なければならない。ただ

し、疾病による休学者は医師の証明書の添付を必要とする。

第30条 疾病その他の事由で退学しようとする学生は、保護者連署で願い出て、学長の許可を受けなければならない。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第31条 退学した者が再入学を願い出た時は、その理由、在学中の成績及び勤惰を銜衡して、原学年以下に再入学を許可することがある。

第32条 他の大学から本学に、転学を願い出た者がある時は、別に定める規定により、学長がこれを許可することがある。

第33条 本学から他の大学へ、転学を願い出た者がある時は、別に定める規定により、学長がこれを許可することがある。

第9章 賞罰及び除籍

第34条 成績優秀、操行善良で、他の模範であると認めた者は、これを褒賞することがある。

第35条 学生が本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した行為を行った時は、当該学部長が当該教授会の議を経て学長へ報告し、学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告・停学・退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 前々項の規定により停学となった者の当該停学期間は、第5条に定める在学年限に算入する。

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該学部長が当該教授会の議を経て学長へ報告し、学長が除籍する。

- (1) 正当な理由がなく授業料等規定の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第5条に定める在学年限をこえた者
- (3) 第27条に定める休学期間をこえた者

第10章 授業料その他の納入金

第37条 授業料・実験実習費及び施設設備費の金額並びに納入期は別表第5のとおりとする。

第38条 入学金及びその他の納入金の金額並びに納入期は別表第6のとおりとする。

第39条 授業料その他の納入金は、経済状況の変化により、その金額を変更することがある。また一旦納入した納入金は別に定めのある場合のほかは還付しない。

第11章 収容定員

第40条 本学学部における入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

医学部医学科 入学定員 収容定員 *別表第7に定める

看護学部看護学科

入学定員 100名 収容定員 400名

リハビリテーション学部

理学療法学科 入学定員 60名 収容定員 240名

作業療法学科 入学定員 40名 収容定員 160名

第12章 委託生、聴講生及び外国人学生

第41条 本学に委託生を託された場合は、その学歴を銜衡してこれを許可することがある。

第42条 1科目または数科目の聴講生を許可することがある。

第43条 外国人学生を入学せしめることがある。外国人学生には特に規定ある場合の外は、一般規定を

準用する。

第13章 公開講座

第44条 本学に公開講座を設けることがある。

第14章 学生の補導及び厚生

第45条 本学に補導厚生保健施設をおく。その規定は別に定める。

第15章 学生心得

第46条 学生心得は別にこれを定める。

第16章 職員組織

第47条 本学に学長をおく。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 学長選考規程は別に定める。

第48条 本学に副学長をおく。

2 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

3 副学長に関する規程は別に定める。

第49条 医学部に学部長をおく。医学部長選考規程は別に定める。

2 医学部長は、学長の命を受けて当該学部に関する校務をつかさどる。

3 看護学部に学部長をおく。看護学部長選考規程は別に定める。

4 看護学部長は、学長の命を受けて当該学部に関する校務をつかさどる。

5 リハビリテーション学部に学部長をおく。リハビリテーション学部長選考規程は別に定める。

6 リハビリテーション学部長は、学長の命を受けて当該学部に関する校務をつかさどる。

第50条 本学に学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する教授、准教授、講師、助教をおく。また、教育、研究の円滑な実施に必要な業務に従事する助手をおく。これらの定員及び資格については別にこれを定める。

第51条 本学の事務を処理するため事務職員をおく。

第52条 本学の教職員を、専任及び兼任に区別し、その勤務規定は別にこれを定める。

第17章 大学院

第53条 本学に、大学院を置く。

2 大学院学則は、別に定める。

第18章 附属施設

第54条 本学に附属病院を設ける。その規定は別に定める。

第55条 本学に附属生命医学研究所を設ける。その規定は別に定める。

第56条 本学に附属図書館を設ける。その規定は別に定める。

第57条 本学に附属光免疫医学研究所を設ける。その規定は別に定める。

第19章 教授会

第58条 医学部、看護学部及びリハビリテーション学部にそれぞれ教授を以って組織する教授会をおく。

第59条 教授会は学長がこれを招集、出席し、各学部の学部長が議長となる。

第60条 教授会は下記の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 学長候補推挙に関する事項
- (2) 本学学則制定及び改廃に関する事項
- (3) 学科課程その他授業に関する事項
- (4) 入学、及び進級並びに卒業に関する事項

- (5) 学位の授与
- (6) 教育及び研究に関する事項
- (7) 教授、准教授、その他教職員の選考に関する事項
- (8) 学生の補導及び厚生に関する事項
- (9) 大学運営会議に附議すべき議題の作成並びに決定事項の実施に関する事項
- (10) 前各号に定める事項のほか、学長の諮問する事項

第 61 条 教授会は前条に定めるもののほか、学長及び学部長の求めに応じ、学長等がつかさどる校務に関する事項について審議または協議し、意見を述べるものとする。

第 62 条 教授会規程は別に定める。

第 20 章 大学運営会議

第 63 条 本学の医学部、看護学部及びリハビリテーション学部に共通する事項を審議または協議するために、大学運営会議をおく。

2 大学運営会議は、学長、副学長、各学部長、各研究科長、各学部事務部長及びその他学長が必要と認める教職員をもって組織する。

3 大学運営会議の組織、運営等に関する事項は、別に定める。

第 21 章 学則の改廃

第 64 条 学則の改廃は、各学部学部長が各学部教授会の議を経て学長へ報告し、学長が決定した内容に基づいて、理事会が行う。

旧附則（省略）

附 則

本学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (略)

別表第 2

科目名	単位数	必修・選択の別
英語 I	2	
英語 II	2	
英語 III	2	選択
中国語	2	3科目より1科目選択必修
韓国語	2	
フランス語	2	
芸術論	2	選択
哲学	2	選択
表現とコミュニケーション	2	選択
倫理学	2	
グローバルコミュニケーション	2	選択
健康と運動	2	2科目より1科目選択必修
生活と環境	2	
心理学	2	選択
教育学	2	選択
法学	2	選択
経済学	2	選択
生物	2	3科目より1科目選択必修
化学	2	
物理	2	
人体のしくみ	2	
人体の機能	2	
病態生理学／機能障害 I	3	
病態生理学／機能障害 II	2	
公衆衛生学	2	
疾病論	2	
診断治療論	2	
薬理学	2	
情報処理技術	1	
情報処理活用論	1	
家族社会学	2	選択
こころの健康	2	選択
障がい論	1	
社会福祉・社会保障論	2	
保健統計学	2	
疫学	1	
保健行政論	2	
看護概論	1	
医療人ガイダンス	2	
基礎ゼミ	2	
生活者について学ぶ	2	

生活者援助論	2	
ヘルスアセスメント	2	
生活機能学	2	
看護と倫理	1	
看護ヘルスアセスメント実習	2	
看護システム論	2	
グローバルヘルスと国際看護	2	
地域生活看護学	2	
地域生活援助論	2	
地域生活援助論演習	2	
地域生活援助論実習Ⅰ	1	
地域生活援助論実習Ⅱ	2	
在宅生活看護学	1	
在宅生活援助論	2	
在宅生活援助論演習	1	
在宅生活援助論実習Ⅰ	1	
在宅生活援助論実習Ⅱ	1	
精神看護学	1	
精神看護論	2	
精神看護論演習	1	
精神看護論実習	2	
こども生活看護学	1	
こども生活援助論	2	
こども生活援助論演習	1	
こども生活援助論実習	2	
成人生活援助論	2	
成人生活援助論演習	1	
成人治療看護論	2	
成人治療看護論演習	1	
老年生活看護学	1	
老年生活援助論	2	
老年生活援助論演習	1	
成人老年生活援助論実習	2	
成人老年治療看護論実習	2	
母性看護学	1	
母性看護論	2	
母性看護論演習	1	
母性看護論実習	2	
感染看護論	1	
看護教育論	2	
災害看護論	2	
看護政策論	1	
看護研究Ⅰ	1	
看護研究Ⅱ	3	

地元創成看護論実習Ⅰ	1	
地元創成看護論実習Ⅱ	1	
地元創成看護論実習Ⅲ	1	
地元創成看護論実習Ⅳ	2	
統合実習	2	
卒前インターンシップ	1	
助産概論	1	
助産診断・技術論	3	
助産診断・技術論演習	2	
地域母子保健論	1	
助産管理	2	
助産実習Ⅰ	2	
助産実習Ⅱ	8	
計 98 科目	計 174 単位	計 130 単位 (助産師コース選択のものは計 149 単位)

別表第 3 (略)

別表第 4

教室、講座 (略) 及び領域

領域	基礎看護学領域、看護学教育領域、国際看護学領域、こども看護学領域、母性 (助産) 看護学領域、老年看護学領域、慢性疾患看護学領域、がん看護学領域、クリティカルケア看護学領域、精神看護学領域、在宅看護学領域、地域看護学領域
----	--

別表第 5・6・7・8 (略)

2. 関西医科大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、関西医科大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

医学部医学科 学士（医学）

看護学部看護学科 学士（看護学）

リハビリテーション学部理学療法学科 学士（理学療法学）

リハビリテーション学部作業療法学科 学士（作業療法学）

医学研究科修士課程 修士（医科学）

医学研究科博士課程 博士（医学）

看護学研究科博士前期課程 修士（看護学）

看護学研究科博士後期課程 博士（看護学）

(学位授与の要件)

第3条 関西医科大学学則第16条の各項に定めるところにより、本学の学部を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 関西医科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第22条の各項に定めるところにより、本学の研究科を修了した者には、修士又は博士の学位を授与する。

3 博士（医学）の学位は、前項に定めるもののほか、本学医学研究科において学位論文の審査及び試験に合格し、かつ同研究科に4年以上在学して所定の単位を修得した者（以下、「単位修得者」という。）と同等以上の学力があると認められた者にも授与する。

4 単位修得者が、大学院学則第5条に定める在学年限内に学位を受けることができない場合は、在学年限をもって退学とする。なお、単位修得者の取り扱いは、別に定める。

(学位の申請)

第4条 前条第2項及び第3項の規定により、修士又は博士の学位を得ようとする者は、学位論文及び所定の申請書類に論文審査料を添え、大学院医学研究科長又は大学院看護学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

(学位論文の受理)

第5条 研究科長は、前条の規定により学位論文を受理したときは学長に報告したうえで、大学院医学研究科委員会又は大学院看護学研究科委員会（以下「当該研究科委員会」という。）に審査を付託するものとする。

2 受理した論文及び論文審査料は、返還しない。

(審査委員会)

第6条 学位論文の審査及び試験は、当該研究科委員会において審査委員会を設けて行うものとする。

2 審査委員会は、当該研究科委員会において決定する審査委員をもって組織する。

(学位論文の審査及び試験)

第7条 審査委員会は、第3条第2項により学位論文審査を願い出た者に対しては、論文の審査及び試験を行うものとし、試験は論文に関連ある内容について行うものとする。

2 審査委員会は、第3条第3項により学位論文審査を願い出た者に対しては、論文の審査及び試験と併せて試問を行うものとする。試験は論文に関連ある内容について、試問は学位論文審査を願い出た者が

単位修得者と同等以上の学力があることを確認するために、口頭及び筆答により行うものとする。

- 3 審査委員会は、第3条第2項により学位論文審査を願い出た者で退学後当該研究科委員会の定める年限以後に論文を提出した者に対しては、論文の審査及び試験と併せて前項に準じて試問を行うものとする。

(審査の期間)

第8条 審査委員会は、学位論文が受理された日から1年以内に論文の審査、試験及び試問を終了しなければならない。

(博士及び修士の学位授与の判定)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び試問が終了したときは、審査結果を文書で当該研究科委員会に報告しなければならない。

- 2 博士及び修士の学位授与の判定は、当該研究科委員会委員の3分の2以上出席した委員会において、前項の報告に基づき投票により、学長を除く出席者の3分の2以上の賛成を得ることを要する。

(博士及び修士の学位の授与)

第10条 学長は、前条の判定に基づいて、課程修了の認定又は授与資格の認定を行い、博士及び修士の学位を授与するものとし、学位を授与できないものと決定した者にはその旨通知する。

(学位の名称)

第11条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「関西医科大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第12条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為をしたときは、学長は、医学部教授会、看護学部教授会若しくはリハビリテーション学部教授会（以下「当該教授会」という。）、又は当該研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつその旨公表するものとする。

- 2 当該教授会又は当該研究科委員会において、前項の議決を行う場合は、第9条第2項の規定を準用する。ただし、当該教授会で前項の議決を行う場合、第9条第2項中「当該研究科委員会委員」とあるのは「当該教授会構成員」と読み替えるものとする。

(報告及び論文要旨等の公表)

第13条 第10条により博士の学位を授与したときは、本学は授与した日から3カ月以内に文部科学大臣に所定の報告書を提出するとともに、論文内容の要旨及び審査結果の要旨を、インターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表及び保管)

第14条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内にその論文を公表しなければならない。ただし、博士の学位の授与を受ける前にすでに公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該研究科委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科委員会は、当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位記の様式)

第15条 学位記の様式は、別記様式第1から第9までのとおりとする。

(細則)

第16条 本規程に定めるほか、博士及び修士の学位の申請及び審査に関する必要な事項は、関西医科大

学学位規程大学院医学研究科施行細則及び関西医科大学学位規程大学院看護学研究科施行細則の定めるところによる。

(規程の改廃)

第17条 本規程の改廃は、大学諮問会議の議を経て、学長が決定する。

旧附則（省略）

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別記

様式第1 学位記（第3条第1項関係）

関西医科大学長 氏名印	年 月 日	（医学）の学位を授与する 本学所定の課程を修めて卒業したことを認め学士	の 印	大 学	本籍（都道府県名） 氏名	年 月 日生	学位記	第 号

様式第2 学位記（第3条第1項関係）

関西医科大学長 氏名印	年 月 日	（看護学）の学位を授与する 本学所定の課程を修めて卒業したことを認め学士	の 印	大 学	本籍（都道府県名） 氏名	年 月 日生	学位記	看学 第 号

様式第3 学位記（第3条第2項関係）

課 博 第 号	関西医科大学長 氏 名 印	年 月 日	論文題目	本学大学院医学研究科の博士課程において 所定の単位を修得し学位論文の審査に合格し たので博士（医学）の学位を授与する	の 印	大 学	本籍（都道府県名） 氏	年 月 日生	専攻 学	系	学	学位記
											学	

様式第4 学位記（第3条第3項関係）

看 修 第 号	関西医科大学長 氏 名 印	年 月 日	位を授与する	本学大学院看護学研究科の修士課程におい て所定の単位を修得し学位論文の審査および 最終試験に合格したので修士（看護学）の学	の 印	大 学	本籍（都道府県名） 氏	年 月 日生	専攻 学	系	学	学位記
											学	

別記

様式第5 学位記（第3条第4項関係）

看 博 第 号	関 西 医 科 大 学 長 氏 名 印	年 月 日	論 文 題 目	本 学 大 学 院 看 護 学 研 究 科 の 博 士 課 程 に お い て 所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の 審 査 お よ び 最 終 試 験 に 合 格 し た の で 博 士 （ 看 護 学 ） の 学 位 を 授 与 す る	大 学 の 印	本 籍 （ 都 道 府 県 名 ） 氏	年 月 日 生 名	学 位 記

様式第6 学位記（第3条第5項関係）

論 博 第 号	関 西 医 科 大 学 長 氏 名 印	年 月 日	論 文 題 目	本 学 に 学 位 論 文 を 提 出 し 所 定 の 審 査 及 び 試 験 に 合 格 し た の で 博 士 （ 医 学 ） の 学 位 を 授 与 す る	大 学 の 印	本 籍 （ 都 道 府 県 名 ） 氏	年 月 日 生 名	学 位 記

3. 看護学部履修修了認定に関する細則

(趣旨)

第1条 関西医科大学学則第14条の規定に基づき、看護学部における履修修了認定に関する細則を、以下のとおり定める。

(授業の方法)

第2条 授業は、講義、演習若しくは実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(授業時間)

第3条 授業時間は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ、これを変更して授業を行うことがある。

1 時限 9:00～10:30 2 時限 10:40～12:10 3 時限 13:10～14:40
4 時限 14:50～16:20 5 時限 16:30～18:00

(授業日数)

第4条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、36週（前期18週、後期19週）にわたることを原則とする。

(単位の計算)

第5条 授業科目の単位は、大学設置基準（昭和31年10月22日 文部省令第28号）により、原則として授業時間内での学修とそれ以外での自主的な学修とを合わせて45時間の学修内容をもって1単位とし、各授業の方法に応じ次の各号に定める基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
- (3) 講義、演習又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した授業時間をもって1単位とする。

(授業科目)

第6条 授業科目の科目区分、単位数、配当年次及び必修科目は別表1のとおりとする。

2 授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目に区別し、用語の定義は次の各号の定めるところによる。

- (1) 必修科目 必ず履修のうえ、修得しなければならない科目
- (2) 選択必修科目 指定された授業科目の中から選択のうえ履修し、修得しなければならない科目
- (3) 選択科目 任意に選択のうえ履修し、修得した単位は卒業要件として算入できる科目

(履修登録)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目について、当該年次初めの所定の期日までに履修登録の申請を行い、科目責任者の承認を得なければならない。

2 学生は、前項の定めにより履修登録した授業科目の変更等を原則として行うことができない。ただし、各学期の所定の期日までに指定した手続きにより当該履修登録科目の追加、変更及び取り消しを行うことができるものとする。

3 履修登録していない授業科目は、単位の修得を認めない。

4 一度単位を修得した授業科目について、再度単位認定することはできない。

5 履修登録後に休学が承認された場合において、当該学期の履修登録科目は、すべて履修取り消し扱いとする。

(履修登録の上限)

第8条 年間の履修上限は、原則として45単位とする。

2 各学年末の年間 Grade Point Average：グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」とい

う。)が3.0以上で所定の単位を修得している場合、45単位を超える履修を認めることができる。

- 3 前項に定める履修の可否については、看護学部教務委員会（以下「教務委員会」という。）で検討の上、看護学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て看護学部長（以下「学部長」という。）が決定する。

（授業の不開講）

第9条 基礎科目において、履修登録者数が3名以下の場合には、授業科目を開講しないことがある。

（実習科目の履修要件）

第10条 各実習科目を履修するためには、次の各号に定める要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 別表2に定める先修科目の単位を修得していること。
- (2) 1年次終了時点において、1年次の配当授業科目のうち、専門基礎科目及び専門科目を算定対象科目（基礎科目は対象外）とした累積GPAが1.5以上であること。

- 2 前項第2号に定める要件は、2年次以降は適用しない。

（授業の出席、遅刻及び欠席）

第11条 授業の出席に関する取り扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 授業開始時刻から15分以内に出席した場合は遅刻として取り扱うこととし、授業開始後15分を超過した場合は、欠席として取り扱う。
- (2) 前項に定める遅刻は、3回につき、欠席1回として取り扱う。
- (3) 交通機関延着を要因とする遅刻の取り扱いについては別途定める。

（補習実習及び追実習）

第12条 補習実習及び追実習の取り扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 疾病又は事故などやむを得ない事由（次条第1項第4号の表A及び表B参照）による欠席のため実習科目の出席日数が5分の4を満たさない者に対しては、補習実習を行うことができる。
- (2) 補習実習を受けようとする者は、「補習実習願」に次条第1項第4号の表A又は表Bで定められた証明書・文書等を添えて看護学部事務部へ提出しなければならない。補習実習の可否は、教務委員会で決定する。
- (3) 前号の定めによる届出を行い、補習実習が認められた者に対しては、補習実習計画に則り補習実習を行う。
- (4) 疾病又は事故などやむを得ない事由（次条第1項第4号の表A及び表B参照）により、実習科目の全期間を欠席する者に対しては、追実習を認める場合がある。
- (5) 前号に定める実習科目の全期間を欠席する者は、実習開始日までに科目責任者にその旨を申し出たうえで、速やかに「追実習願」に次条第1項第4号の表A又は表Bで定められた証明書・文書等を添えて看護学部事務部へ提出しなければならない。追実習の可否は、教務委員会で決定する。
- (6) 前号の定めによる届出を行い、受講が認められた者に対しては追実習を行う。

（試験）

第13条 各科目の試験は、次の各号に定めるとおり実施する。

- (1) 試験の実施は各授業科目終了後とし、原則として、大学が定める学期末試験実施期間に行う。
- (2) 前号に定める試験は、レポートその他の方法をもって代えることができる。
- (3) 科目試験においては、当該科目授業時間の3分の1を超えて欠席した学生は、その科目の受験資格が認められない。
- (4) 前号に該当する学生のうち、やむを得ない事由（次の表A及び表B）による欠席が認められ、かつ前号で定める要件が解消された場合は、試験を受けることができる。

表 A

対象となる欠席事由	「欠席届」に添付すべき証明書・文書等
1 病気・ケガ（本人）	(1)診断書又は(2)氏名・通院日明記の領収書等
2 出産 (1) 本人（産前6週間・産後8週間） (2) 配偶者（2日）	(1)「出生届」又は(2)「出産証明書」
3 忌引 (1) 父母・配偶者・子（5日） (2) 祖父母・兄弟姉妹（2日）	(1)欠席日を確認できる会葬御礼又は(2)死亡を確認できる公的証明書等
4 交通事故、非常災害（本人）	交通事故証明書、被災証明書
5 公共交通機関の不通・延着	当該公共交通機関発行の証明書
6 親族の看護	被看護者の診断書
7 その他斟酌すべき事由	教務委員会で可否を決定する。

なお、表 B による欠席の場合は、公認欠席とする。

表 B

対象となる欠席事由	「欠席届」に添付すべき証明書・文書等
1 学校保健安全法施行規則第 18 条に基づく第一種・第二種・第三種感染症による出席停止	診断書
2 裁判員制度による裁判員及び裁判員候補者に選任された場合	裁判所からの通知書

(5) 試験における遅刻の取り扱いは、試験開始 30 分以内とする。

(6) 交通機関延着を要因とする遅刻の取り扱いについては別途定める。

(7) 試験に関する不正行為があったと判断された者に対しては、当該学年において既に受験した科目についてはこれを無効とし、残りの科目については受験を許可しない。

(再試験)

第 14 条 再試験は、次の各号に定めるとおり実施する。

(1) 前条第 1 項に定める試験に不合格になった場合は、再試験を行うことがある。

(2) 再試験の点数は最高点を 60 点とする。

(3) 再試験を受験しようとする者は「再試験受験願」を、定められた期日までに看護学部事務部へ提出し手続きを完了しなければならない。手続きを完了できない場合は、「再試験受験資格」を喪失する。

(4) 再試験を受験する場合は、1 科目につき 5,000 円の再試験料を徴収する。

(5) 再試験は、1 回限りとする。再試験の追試験は実施しない。

(6) 臨地実習による授業科目については、不合格の場合は再実習を実施しない。

(追試験)

第 15 条 追試験は、次の各号に定めるとおり実施する。

(1) 疾病又は事故などやむを得ない事由（第 13 条第 1 項第 4 号の表 A 及び表 B 参照）により第 13 条に定める試験が受験できない者で、追試験を受験しようとする者は、「追試験受験願」に第 13 条第 1 項第 4 号の表 A 又は表 B で定められた証明書・文書等を添えて、定められた期日までに看護学部事務部へ提出し手続きを完了しなければならない。手続きを完了できない場合は、「追試験受験資格」を喪失する。

(2) 追試験の再試験は実施しない。

(再履修)

第 16 条 履修登録した科目が単位未修得となり、当該単位を改めて修得するためには、次年度以降に改めて第 7 条に定める履修登録を行い再履修しなければならない。

(成績評価)

第 17 条 成績評価に関する取り扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 講義科目及び演習科目の成績の評価は、原則として試験により行う。ただし、試験以外による評価が適当と判断される場合には、他の評価方法をもってこれに代えることができる。また、試験の結果に、課題、レポート等の内容を加えて総合的に判断することができる。
- (2) 実習科目については、原則としてすべてに出席し、成績評価を受ける。欠席した場合は必ず届出を提出し、正当な欠席と認められた場合は、欠席分の実習を補う内容（補講、レポート等）を課される場合がある。
- (3) 実習科目における成績評価については、別途定める。
- (4) 各科目の成績評価は 100 点満点で行い、60 点以上を合格とし、単位を認定する。
- (5) 授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表し、秀（90 点以上 100 点満点）、優（80 点以上 90 点未満）、良（70 点以上 80 点未満）、可（60 点以上 70 点未満）を合格とし、不可（60 点未満）を不合格とする。
- (6) 成績の評価に付与する GP（Grade Point：グレード・ポイント）は次のとおりとする。

点数	評価	GP	評価基準
90 点以上	秀 (S)	4	到達目標を達成し、特に優れた成績を示した者
80 点以上 90 点未満	優 (A)	3	到達目標を達成し、優れた成績を示した者
70 点以上 80 点未満	良 (B)	2	到達目標を達成し、妥当と認められる成績を示した者
60 点以上 70 点未満	可 (C)	1	到達目標を達成し、合格と認められる最低限の成績を示した者
60 点未満	不可 (D)	0	到達目標を達成していない者

(GPA の取り扱い)

第 18 条 各学年末において、年間 GPA が 2.0 未満の者には、個別の学生の状況を把握した上で学年担当の教務委員より必要な指導を行う。

- 2 各学年末において、1 年次前期からの累積 GPA が 2.0 未満の者には、教務部長より嚴重注意を行う。
- 3 2 学年以降連続する学期において、当該期間の累積 GPA が 1.0 未満の者には、学部長より退学勧告を行う。ただし、本人およびクラス担任等の意見を聞いたうえで、やむを得ざる客観的な事情があると判断されれば、この限りではない。
- 4 退学勧告を受けた者のうち、本学での学修の継続を希望する者は、学修継続願（別紙様式）を提出し成績改善の見込みがあると教授会で判断された場合、学修の継続を許可する。個人の能力と授業計画を鑑み履修登録科目の制限を行う。
- 5 前項による履修登録科目の制限を受けた者のうち、対象となる 1 学期間（履修登録制限期間）に履修登録した科目の GPA が 1.5 以上を修得した者には、履修登録科目の制限及び退学勧告を解除する。ただし、退学勧告解除期間は 1 ヶ年を限度とする。

(成績評価に関する異議申立)

第 19 条 学生は各科目の成績評価について、異議を申し立てることができる。

- 2 異議申し立てに関する手続きについては、別途定める。

(卒業要件及び認定)

第20条 卒業に必要な単位は別表3のとおりとする。

- 2 卒業要件を満たした者について、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。
- 3 卒業要件を満たした者は、看護師国家試験受験資格及び保健師国家試験受験資格を得ることができる。
- 4 前項に加え、助産師コースの卒業要件を満たした者は、助産師国家試験受験資格を得ることができる。

(助産師コース)

第21条 助産師コースの履修を希望する者は、3年次初めの履修登録届出時に申し出なければならない。

- 2 助産師コースの科目を履修するには、3年次前期までに配当されている必修科目の単位をすべて修得していなければならない。また、選抜までに母性看護論実習を終えなければならない。
- 3 助産師コースに10名を超える履修希望者があった場合には選抜を行う。選抜方法は、別途定める。
- 4 助産師コースを履修途中で辞退する場合、助産師コース辞退届を提出しなければならない。

(既修得単位の認定)

第22条 教育上有益と認める場合は、入学前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位をシラバスや成績等を勘案し、本学における履修単位として認めることがある。

- 2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は60単位を超えないものとする。
- 3 単位の認定を受けようとする者は、別途定める手続きに則って申請し、審査を受けなければならない。
- 4 既修得単位として認定する授業科目は、教授会の議を経て学部長が決定する。

(その他)

第23条 本細則に定めるもののほか、必要な事項については、教授会の議を経て学部長が別途定める。

(細則の改廃)

第24条 本細則の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

旧附則 (省略)

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度在学生から適用する。

(別表 1)

科目区分		科目	単位数	配当年次	必修 / 選択	授業方式		
基礎科目	人を理解する	英語Ⅰ	2	1①・②	必修	講義		
		英語Ⅱ	2	1①・②	必修	講義		
		英語Ⅲ	2	1①・②	選択	講義		
		中国語	2	1①・②	選択必修	講義		
		韓国語	2	1①・②		講義		
		フランス語	2	1①・②		講義		
		芸術論	2	1①・②	選択	講義・演習		
		哲学	2	1④	選択	講義		
		表現とコミュニケーション	2	1③・④	選択	講義・演習		
		倫理学	2	2①・②	必修	講義		
		グローバルコミュニケーション	2	4③	選択	講義		
	整える	健康と運動	2	1通	選択必修	講義・演習		
		生活と環境	2	2②		講義		
を学ぶ	心理・社会	心理学	2	1①・②	選択	講義		
		教育学	2	1③	選択	講義		
		法学	2	1②	選択	講義		
		経済学	2	1③	選択	講義		
学ぶ	自然を	生物	2	1①・②	選択必修	講義		
		化学	2	1①・②		講義		
		物理	2	1①・②		講義		
専門基礎科目	回復過程	人体のしくみ	2	1③	必修	講義		
		人体の機能	2	1③・④	必修	講義		
		病態生理学 / 機能障害Ⅰ	3	1④	必修	講義		
		病態生理学 / 機能障害Ⅱ	2	1④	必修	講義		
		公衆衛生学	2	1④	必修	講義		
		疾病論	2	2①・②	必修	講義		
		診断治療論	2	2①・②	必修	講義		
		薬理学	2	2①・②	必修	講義		
	健康支援と社会保障	情報処理技術	1	1②	必修	演習		
		情報活用論	1	1①	必修	演習		
		家族社会学	2	1③・④	必修	講義		
		こころの健康	2	1③	選択	講義		
		障がい論	1	2①	必修	講義		
		社会福祉・社会保障論	2	2①・②	必修	講義		
		保健統計学	2	2④	必修	講義		
		疫学	1	2④	必修	講義		
		保健行政論	2	4①	必修	講義		
		専門科目	看護の基盤	看護概論	1	1②	必修	講義
				医療人ガイダンス	2	1①・②	必修	講義・演習
基礎ゼミ	2			1①・②	必修	講義・演習		
生活者について学ぶ	2			1③	必修	講義		
生活者援助論	2			1③・④	必修	講義・演習		

科目区分	科目	単位数	配当年次	必修 / 選択	授業方式	
専門科目	看護の基盤	ヘルスアセスメント	2	1④	必修	講義・演習
		生活機能学	2	2①・②	必修	講義
		看護と倫理	1	2①	必修	講義
		看護ヘルスアセスメント実習	2	2②	必修	実習
		看護システム論	2	4①	必修	講義
		グローバルヘルスと国際看護	2	4③	必修	講義
	コミュニティの中の看護	地域生活看護学	2	1④	必修	講義
		地域生活援助論	2	2①	必修	講義
		地域生活援助論演習	2	2①・②	必修	演習
		地域生活援助論実習Ⅰ	1	2③	必修	実習
		地域生活援助論実習Ⅱ	2	3③・④	必修	実習
		在宅生活看護学	1	1④	必修	講義
		在宅生活援助論	2	2①	必修	講義
		在宅生活援助論演習	1	2②	必修	演習
		在宅生活援助論実習Ⅰ	1	2③	必修	実習
		在宅生活援助論実習Ⅱ	1	3③・④	必修	実習
		精神看護学	1	2②	必修	講義
		精神看護論	2	2④	必修	講義
		精神看護論演習	1	2④	必修	演習
		精神看護論実習	2	3③・④	必修	実習
	ライフサイクルと看護	こども生活看護学	1	2④	必修	講義
		こども生活援助論	2	3①・②	必修	講義
		こども生活援助論演習	1	3①・②	必修	演習
		こども生活援助論実習	2	3③・④	必修	実習
		成人生活援助論	2	3①・②	必修	講義
		成人生活援助論演習	1	3①・②	必修	演習
		成人治療看護論	2	3①・②	必修	講義
		成人治療看護論演習	1	3①・②	必修	演習
		老年生活看護学	1	2①	必修	講義
		老年生活援助論	2	3①・②	必修	講義
		老年生活援助論演習	1	3①・②	必修	演習
		成人老年生活援助論実習	2	3③・④	必修	実習
		成人老年治療看護論実習	2	3③・④	必修	実習
		母性看護学	1	2④	必修	講義
		母性看護論	2	3①・②	必修	講義
		母性看護論演習	1	3①・②	必修	演習
母性看護論実習	2	3③・④	必修	実習		
統合・課題を 探求する看護	感染看護論	1	2②	必修	講義	
	看護教育論	2	2④	必修	講義	
	災害看護論	2	4③	必修	講義	
	看護政策論	1	4③	必修	講義	
	看護研究Ⅰ	1	3③・④	必修	講義	
	看護研究Ⅱ	3	4①・②・③	必修	講義・演習	

科目区分	科目	単位数	配当年次	必修 / 選択	授業方式	
専門科目	統合・課題を 探求する看護	地元創成看護論実習Ⅰ	1	1通	必修	実習
		地元創成看護論実習Ⅱ	1	2通	必修	実習
		地元創成看護論実習Ⅲ	1	3通	必修	実習
		地元創成看護論実習Ⅳ	2	4通	必修	実習
		統合実習	2	4①・②	必修	実習
		卒前インターンシップ	1	4①・②	必修	実習
	助産師コース	助産概論	1	3④	必修	講義
		助産診断・技術論	3	3④	必修	講義
		助産診断・技術論演習	2	3④	必修	演習
		地域母子保健論	1	3④	必修	講義
		助産管理	2	4①	必修	講義
		助産実習Ⅰ	2	4①・②・③	必修	実習
		助産実習Ⅱ	8	4通	必修	実習

(別表2)

実習科目	先修科目
看護ヘルスアセスメント実習	人体のしくみ、人体の機能、ヘルスアセスメント、病態生理学／機能障害Ⅰ、病態生理学／機能障害Ⅱ
地域生活援助論実習Ⅰ	看護ヘルスアセスメント実習、地域生活看護学、地域生活援助論、地域生活援助論演習
地域生活援助論実習Ⅱ	地域生活援助論実習Ⅰ
在宅生活援助論実習Ⅰ	看護ヘルスアセスメント実習、在宅生活看護学、在宅生活援助論、在宅生活援助論演習
在宅生活援助論実習Ⅱ	在宅生活援助論実習Ⅰ
精神看護論実習	看護ヘルスアセスメント実習、精神看護学、精神看護論、精神看護論演習
こども生活援助論実習	看護ヘルスアセスメント実習、こども生活看護学、こども生活援助論、こども生活援助論演習
成人老年生活援助論実習	看護ヘルスアセスメント実習、生活者について学ぶ、成人生活援助論、成人生活援助論演習、老年生活看護学、老年生活援助論、老年生活援助論演習
成人老年治療看護論実習	看護ヘルスアセスメント実習、生活者について学ぶ、成人治療看護論、成人治療看護論演習、老年生活看護学、老年生活援助論、老年生活援助論演習
母性看護論実習	看護ヘルスアセスメント実習、母性看護学、母性看護論、母性看護論演習
助産実習Ⅰ、助産実習Ⅱ	助産概論、助産診断・技術論、助産診断・技術論演習、地域母子保健論
統合実習、卒前インターンシップ	3年次までの全ての実習科目

(別表 3)

基礎科目：16 単位	①人を理解する：10 単位（必修 6 単位 + 選択必修 2 単位 + 選択 2 単位） ②からだを整える：2 単位（選択必修 2 単位） ③心理・社会を学ぶ：2 単位（選択 2 単位） ④自然を学ぶ：2 単位（選択必修 2 単位）
専門基礎科目：29 単位	①人体の理解と疾病からの回復過程：17 単位（必修 17 単位） ②健康支援と社会保障：12 単位（必修 10 単位 + 選択 2 単位）
専門科目：85 単位	①看護の基盤：20 単位（必修 20 単位 *うち実習 2 単位） ②コミュニティの中の看護：21 単位（必修 21 単位 *うち実習 7 単位） ③ライフサイクルと看護：26 単位（必修 26 単位 *うち実習 8 単位） ④統合・課題を探究する看護：18 単位（必修 18 単位 *うち実習 8 単位）
合計：130 単位	
助産師コース：19 単位	上記に加え、助産師コース科目 19 単位（必修 19 単位 *うち実習 10 単位）
合計：149 単位	

4. 関西医科大学 GPA (Grade Point Average : グレード・ポイント・アベレージ) 取扱要領

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 9 月 25 日第 9124 号

令和元年 9 月 11 日第 9125 号

関西医科大学 GPA (Grade Point Average : グレード・ポイント・アベレージ) 取扱要領

第 1 条 授業科目履修の総合判定 (成績評価) は、S、A、B、C、D の 5 段階の評価とする。

第 2 条 GP (グレード・ポイント) の取扱い : 科目の総合判定に対し 1 単位当たり下記のグレード・ポイントを付与する

評語	評点	判定	GP
秀 (S)	100 ~ 90 点	合格	4 点
優 (A)	89 ~ 80 点	合格	3 点
良 (B)	79 ~ 70 点	合格	2 点
可 (C)	69 ~ 60 点	合格	1 点
不可 (D)	59 点以下	不合格	0 点

第 3 条 特に指定した授業科目については合否成績評価を行い、成績評価の区分は次のとおりとする。

評語	GP
合格 (P)	—
不合格 (F)	—

第 4 条 他大学等で修得した学科目 (単位) を認定した場合の評価は N とする。

第 5 条 成績評価 (単位認定科目及び卒業要件とならない科目は除く。) に対して前条のグレード・ポイントを設定し、下記の計算式により平均値である GPA を算出する。

$$GPA = \{(\text{評価を受けた科目の GP}) \times (\text{当該科目の単位数})\} \text{の累計} / (\text{履修単位数の合計}) \text{の累計}$$

数値は、小数点第 3 位以下を切り捨てる。

第 6 条 「個人成績表」及び「成績証明書」については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「個人成績表」における授業科目及び GPA の記載

履修登録された授業科目のすべてを記載する。不合格科目も含めてすべての学期の履修登録科目を学修履歴として残す。GPA の記載は、当該学年 GPA のみとする。

(2) 「成績証明書」の取り扱い

成績証明書は、合格 (認定を含む) した授業科目についてのみ授業科目名を記載し、不合格科目は記載しない。申請時期に応じて、学年修了時もしくは卒業時の GPA を記載する。

第 7 条 算出された GPA は、成績不振評価基準に用いるほか、著しくポイントが低い場合は、個別に指導を行い、改善されない場合は、進路変更 (退学勧告を含む。) を促す場合もある。

第 8 条 この規程の改廃は、各学部教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (令和 6 年 4 月 1 日)

この取扱要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2025 年度

関西医科大学看護学部 教育要項

発行 関西医科大学 看護学部事務部

〒573-1004

大阪府枚方市新町二丁目2番2号

TEL 072-804-0205 / 0207 (看護学部事務部直通)

FAX 072-804-0235

MAIL nursing@hirakata.kmu.ac.jp